

広報

たかはた

2020
令和2年

7

NO.1029

いぐぞー!
しゅわーっちー!



季節ごとの
おひるねアート

本紙17ページに関連記事を掲載しています

Topic

- 02 新型コロナウイルス感染症
対策における町の経済対策
(主な支援策一覧)
- 06 高島町プレミアム付商品券
- 27 エコドライブチャレンジ
- 28 防災コラム

人口と世帯数

6月1日現在

人口	22,971人
男	11,220人
女	11,751人
世帯数	7,724世帯

【高島町ホームページ】<https://www.town.takahata.yamagata.jp>

【高島町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>

げ
おん
な
り
ま
く
よ
う
に

ける町の経済対策（主な支援策一覧）

※6月17日現在実施されている内容です。最新の情報は町ホームページをご確認ください。

誰に	支援策	支援内容	問合せ先
雇用調整助成金を申請する事業者	雇用調整助成金 申請支援 補助事業（町）	雇用調整助成金申請の代行を委託する際の経費の補助（上限10万円）	町商工観光課 ☎(52)2019
資金の融資を受ける事業者	中小企業 緊急災害等対策 利子補給事業（町）	事業資金の融資を受ける際の利子を補給することで、実質無利子で融資を受けることを補助	町商工観光課 ☎(52)2019
放課後児童クラブ	放課後児童クラブ 推進事業（町）	放課後児童クラブの開所加算 利用料減少に対する加算 衛生用品購入のための支援	町福祉こども課 ☎(52)1302
タクシー・ 代行業者	タクシー・代行業者 緊急応援支援金（町）	タクシー・代行業者の事業継続支援 一律20万円（申請受付7月3日まで）	町商工観光課 ☎(52)2019
売上が50%以上減少 している事業者	持続化給付金（国）	中小法人等：上限200万円 個人事業主等：100万円	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120(115)570
労働者の雇用を維持 している事業者	雇用調整助成金（国）	休業等により労働者の雇用を維持した場合休業手当の一部を助成	雇用調整助成金コールセンター ☎0120(60)3999
事業者	雇用調整助成金 県単独上乘せ（県）	県内の中小・小規模事業者に対して国の雇用調整助成金に上乘せ	県雇用対策課 ☎023(630)2377
事業者	水道基本料金減免（町）	詳細はP4をご覧ください	
資金の借入れを行う事業者	資金の借入れが急増した場合、制度の安定的な運用を図り事業継続を支援する	県商工業振興資金の地域経済変動対策資金を借入れる際、県信用保証協会へ「保証料」の支払いが必要です。この保証料について町で負担し、事業者が無利子、保証料ゼロで借入れを行うことができるものです。	町商工観光課 ☎(52)2019
町内小・中学生	子どもたちの 学習支援	一人ひとりの学びを保障するための学習環境整備を進めます。 ・タブレット端末の購入 ・小中学校の通信ネットワーク整備	町教育総務課 ☎(52)3529
文化ホール 浜田広介記念館	安心して使える 施設に	施設の空調設備改修 来館者用の体温計の導入等	町社会教育課 ☎(52)4472

新型コロナウイルス感染症対策にお

新型コロナウイルス感染症の拡大により、町のみなさんの生活や経済活動にも大きな影響が生じています。特に、国の緊急事態宣言を契機とした外出自粛や休業要請等により、多くの事業者が大きな影響を受けています。こうした状況を踏まえ町のみなさんの生活や経済活動を守るための町独自の支援策および緊急経済対策を実施しております。国および県の支援策と併せて一覧にしておりますので、該当する人は各窓口へお問い合わせください。

誰に	支援策	支援内容	問合せ先
町民	特別定額給付金（国）	一律1人10万円(申請受付8月11日まで)	町町民課 ☎(52)1345
子育て世代	子育て世帯への臨時特別給付金（国）	子ども1人あたり1万円支給	町福祉こども課 ☎(52)2864
	たかつき・はたつき子育て応援金（町）	子ども1人あたり1万円上乗せ支給	
町民	消費活動応援事業（町）	プレミアム付商品券の販売（詳細はP6・7をご覧ください）	
失業者	失業手当（国）	在職中の給与の約50%～80%給付	ハローワーク米沢 ☎(22)8155
	未払い賃金立て替え制度（国）	企業の倒産等により賃金が支払われないままの労働者に対して未払い賃金の8割を国が立て替え払い	米沢労働基準監督署 ☎(23)7120
感染者	傷病手当金（健康保険）（国）	新型コロナウイルスに感染し、療養のために休んだ場合休業中の期間、標準報酬月額額の3分の2相当が支給	勤務先
家賃支払いが困難な人	住居確保給付金（国）	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人で家賃の支払いが困難になった人に、家賃を支給	社会福祉協議会 ☎(51)1008
労働者	休業手当（国）	会社に責任のある理由で休業した労働者に対し平均賃金の100分の60以上の額を支給	山形労働局 ☎023(626)6101
委託を受けて仕事をする人	小学校休業等対応支援金（国）	就業できなかった日4,100円/日 令和2年4月1日以降7,500円/日	学校等休業助成金・支援金受付センター ☎0120(60)3999
主に失業者	総合支援資金（国）	貸付金額/単身：15万円以内/月 2人以上：20万円以内/月	社会福祉協議会 ☎(51)1008
一時的に資金が必要な人	緊急小口資金（国）	貸付金額/10万円以内 (特例20万円以内)	社会福祉協議会 ☎(51)1008

【要件に当てはまる方】

**国民健康保険税
介護保険料(第1号被保険者)
後期高齢者医療保険料**

が減免となります。

○対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険税・保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
⇒ **保険税・保険料の一部を減額**

○保険税・保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - ②前年の所得の合計額が1000万円以下であること（※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のみ）
 - ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税・保険料の全部を免除。

申請方法等、詳しくは町税務課にお問い合わせください。町HPにも関連情報を掲載しています。

▶問合せ先／町税務課住民税係 ☎(52)4477
メール：zeimu@town.takahata.yamagata.jp

【収入が減少している方】

国民年金保険料の免除

5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が下がった場合に国民年金保険料の免除申請が可能となりました。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

▶問合せ先／
町町民課住民年金係 ☎(52)1345
米沢年金事務所 ☎(22)4220

【町内事業者向け】

水道基本料金を減免します

新型コロナウイルスの影響を受けている町内事業者を対象に水道基本料金を減免します。減免対象となるのは、当町における水道使用用途で「営業用」または「工業用」に区分される施設・事業所等です。

○減免対象

水道の使用用途の区分が「営業用」または「工業用」に区分される契約施設の水道基本料金

○減免期間

7月～11月ご請求分（5か月間）

※使用用途の区分は、毎月定例検針時に発行される使用水量のお知らせの「用途」欄をご確認ください。

※基本料金は、設置されている水道メーターの口径により異なります。

参考：口径13mm 600円/月（税別）
口径20mm 1,700円/月（税別）

使用水量のお知らせ
このお知らせでは料金のお支払いはできません。
年 月 請求分
(月 日～ 月 日使用分)

お客様番号	メーター番号	口径	用途
		mm	
検針のお知らせ			
	上水道		下水道
今回指針	m	m	m
前回指針	m	m	m
旧メーター水量	m	m	m
使用水量	m	m	m
汚水量合計	m	m	m
	m	m	m
	m	m	m

※減免対象となる施設の使用者様宛てには町上下水道課より別途通知します。

※使用用途が減免対象用途以外（「家庭用」等）に区分されている施設で、主に営業の用に供している場合には「使用水量のお知らせ」を持参のうえ、町上下水道課窓口（役場3階）で申請してください。審査の結果、減免対象となった場合、基本料金の減免対応をします。

▶問合せ先／町上下水道課 ☎(52)4483

新型コロナウイルス感染症 に関するお知らせ～広報版～

◆問合せ先

高島町新型コロナウイルス感染症対策本部
町総務課危機管理室 ☎(52)3744
町健康長寿課地域保健係(げんき館内)
☎(52)1307

例年以上に熱中症に気をつけよう

新型コロナウイルスの出現に伴い、「手洗い」、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「3密(密集、密接、密閉)を避ける」といった「新たな生活様式」の実践が求められています。そのような中で、熱中症を予防するために、次のようなことに気をつけましょう。

☆暑さを避けましょう



エアコン等で部屋の温度を調整しつつ、定期的な換気。活動は涼しい服装で。暑い日や時間帯は無理をしない。

☆適宜マスクをはずしましょう

屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合には、マスクをはずす。マスクを着用時は、負荷のかかる作業や運動を避け、こまめに休憩しましょう。

☆こまめに水分補給しましょう

のどが渇く前に水分や塩分を補給。1日あたり1.2ℓが目安です。



☆日頃から健康管理をしましょう

日頃から体温測定、健康チェック。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養しましょう。

☆暑さに備えた体作りをしましょう

暑くなり始めの時期から無理のない範囲で適度に運動。水分補給を忘れずに。



小さいお子さんや
高齢の方は
屋内での熱中症にも注意!

熱中症の症状が現われた際の対処法

- ①涼しい場所へ移動
- ②体から熱を放散させ冷やす
- ③水分・塩分を補給

◎人権への配慮をお願いします

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージはYouTube 法務省チャンネルをご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困ったときは一人で悩まず、私たちに相談して下さい。

みんなの人権 110 番

☎ 0570(003)110

◎掲載の催し等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記イベントは、延期または中止となりました。

○7月23日(祝) 延期 ⇒ 11月29日(日)
高島町カラオケ歌謡パーティー in まほら
▶問合せ先/文化ホール ☎(52)4489

○10月17日(土)、18日(日)
クラシックカーレビュー IN 高島 2020 中止

○9月5日(土) 町民チャリティゴルフ 中止
▶問合せ先/高島町商工会 ☎(52)0576

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、記載の催し・募集・試験・講習等は中止または延期になる場合があります。開催の有無等詳細は、各窓口へお問い合わせください。施設の再開状況等については、町HPをご確認ください。



40%

高畠町プレミアム付商品券

問合せ先／町商工会事務局 ☎(52)0576

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内外で行われていたイベントなどが相次ぎ中止となり、また、国・県からの大型連休中の人の移動制限や飲食店等の事業自粛が要請されたことにより、非常に地域経済が停滞しております。このような町内の停滞状況を打開していくため、このたび、プレミアム付商品券を発行します。

7.12(日)
10時～16時
完売次第終了

8時から整理券を配布します

購入は現金のみです

商品券の使用期間：

7月12日(日)～8月31日(月)

※必ずお持ちください※

広報たかはた7月号と同時配布する『高畠町プレミアム付商品券』
購入申込票とアンケートをご記入の上、販売場所にご持参ください。
(当日、販売場所では購入票の予備は準備いたしません。)

◎内 容／1セット1万円(1,000円券×14枚)

14枚のうち、大型店舗については4枚の共通券使用可

◎販 売 数／1万セット(1家庭5セットまで)

◎販売場所／お住まいの地区によって異なります(原則)

町中央公民館／高畠・二井宿・屋代地区

糠野目生涯学習館／亀岡・和田・糠野目地区

☆販売残があった場合、7月13日(月)以降、高畠町商工会で販売します。

▶販売時間：9時～17時(土日祝日除く)

<商品券ご利用の際の注意事項>

- ・現金とのお引換えはできません。またお釣りは出ません。
- ・商品券の盗難、紛失または減失等に関しては、発行者はその責任を一切負いません。
- ・次の使用はできません。

×各種商品券・プリペイドカード・ビール券・切手等の郵便物等の購入 ×出資および債務の弁済 ×たばこの購入
×国および地方公共団体への支払 ×振込手数料・公共料金の支払 ×業務用に供する物品の支払

販売当日のお願い

△周辺が混み合うことを回避するため、地区にて販売場所を分けております。早朝からの騒音や路上駐車は周辺でお住まいの方々にご迷惑となりますのでお止めください。

△役場北側と生涯学習館正面入口の駐車場は、安全確保のため車両の進入はできません。また駐車場は、役場南側・文化ホール・旧高畠四中・高畠駅などをご利用ください。両会場とも駐車場に限りがあるため、乗り合わせのうえお越しください。

△マスクを着用してきてください。また、暑さ対策は必ず行ってください。

商品券取扱事業者について

商工会の会員事業者で商工会事務局に取扱申請をした事業者となります。取扱事業者については、随時受け付けていますので、商工会事務局に申請を行ってください。また、この度の取扱事業者は、商工会の会員事業者となっておりますので、新規に**商工会に加入される方も募集**しております。



「高島町プレミアム付商品券」取扱事業所・店舗一覧

(6月22日現在)

高島地区

みさわ寝具店
和田屋酒販
石岡薬店
アダチャ酒店
ほし薬局
セイノ
御菓子大坂屋
ふみや文具店
小富士屋商店
稲田茶舗
アトム電器高島店 金光堂
カメラのたけだ
小田部商店
あい
玩具・ホビーたけだ
いちきた
寝具の安藤・スナックほえむ
十字屋
魚竹
三郎薬局
肉の斉院
ボントン
菅野陶器
高砂屋菓子店
花登茂
つげもの手打ちそばの伊澤
大丸屋菓子舗
仙台屋銃砲火薬店
ヤブジ石油 ヤブジ荒物店
⑤加藤五右衛門商店
やまき洋品店

ちょうさん
おばこや
滝沢屋菓子店
永井屋商店
大野屋
よこやま菓子店
ふるかわ酒店 そば処ふるかわ
村上茶舗
大河原酒店
寄清堂印刷
セレモニーたかはた
山形新聞高島専売所
四季の里 幸新館
中華食堂 永和軒
ますぶちデンタルクリニック
ヤマザキ建設
★聴かーがサービスステーション
佐藤工務店
りんご苑高島本店
工場直営ショップ・ホムドジャルダン(1F)
焼肉厨房ソウル館
井田豊内装
島津牛乳店
★ヤマザワ 高島店
石川重蔵商店
建築工房 菅板金
オートザム高島 木村モーターズ
いこい寿し
菅野豊店
山川商店
入間モーターズ
割烹旅館 さが江屋
遊輪舎

吉野自動車
横山育子美容室
★ダイユーエイト高島店
たかはた家
ワンズハウス
割烹 松志満
割烹料理 福美屋
食堂 an.
佐藤豊店
結城板金
五十番
東栄軒
麵屋吉村
★ヨークベニマル高島店
パナアース・カンノ
スナックりんどう
Bar Rise
相田燃料店
レストランムトム
★薬匠庵錦屋高島店
やきとり大吉高島店
サワヤカ石油高島店
大河原自動車販売
羽山観光タクシー
小料理 花みずぎ
とこや 左衛門
ゆうみい食堂
メガネのオオツカ
hair&spa rire la vie リールラヴィ
味楽
菅野商店
ビューティモア

ラーメン高島店
★コメリハードアンドグリーン高島店
★キムラ 高島店
スナック Dear moon
MaNa♡Luce Olive
きまぐれ
旅館 エビスヤ
戸田プロパン
四季菜館
まほろば合同タクシー
二井宿地区
島津魚店
米鶴酒造
カットスタジオブラッシュ
屋代地区
菅野魚店
シマクラ
湯沼温泉 駒草荘
山形高島産直店 ほたる
kitchen- 祥○
高喜工務店
コウエイ
★ケースデンキ南陽高島店
钣金塗装 マルワボデー
新藤建設
山村自動車
政乃家
たいようパン 直売所
フルール・ドゥ・ソレイユ
後藤屋
デンキのヤマダ

亀岡地区

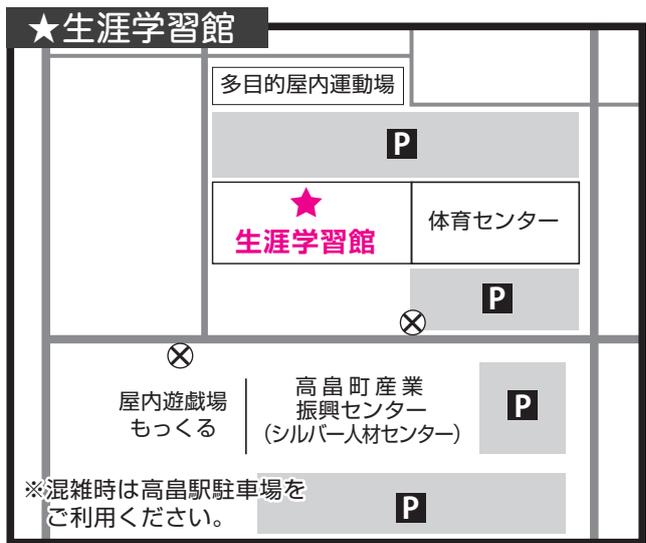
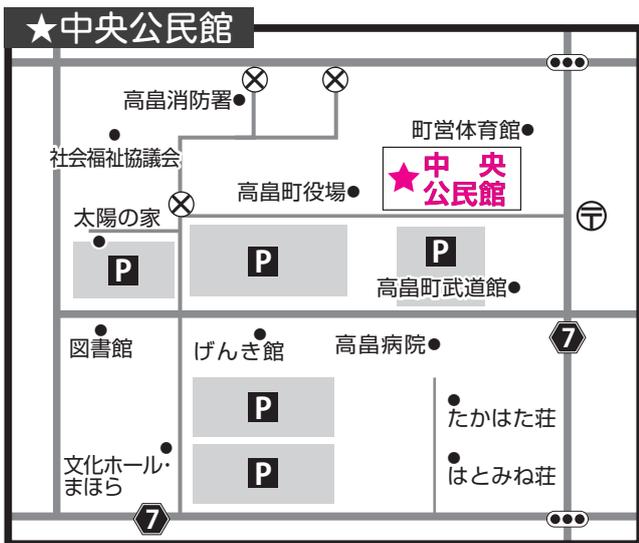
滝 商店
快適睡眠館 スギモリ
割烹 十文字
栗田屋
おきたま興農舎
もん前の里
中華そば 志づ美
和田地区
関 商店
寿美屋酒店
フレッシュマートたなや
魚敬 我妻商店
まごころ住設
西方燃料店
ヘアサロン むつみ
★イワタセントラル東北米沢営業所
平油店 中和田SS
平建設
まるみや石油店
寿司 海道
後藤康太郎酒造店
金子建設
コダイラ寮建
えっちゃん食堂
リオンヒノデ美容室
高島ラーメン味来屋
糠野目地区
荒井金物企業組合
吉田でんき
中根商店
★農家の店トマト高島店

いからし内科クリニック
スモークハウスファイン
Osteria Grato
マルワ整備工場
よねおりかんでうセンター よう山亭
割烹旅館 ビジネスホテルよしのや
ながよう
羽山総合建設
福よし
エール不動産
食堂 万来
山中本店
山海鮮 なか川
マルヤ
辻創建
ホープ美容室
焼酎道楽 なごみや
ブックユニオンたかはた
ヘアサロン すみれ
みつわタクシー
前山商事
牛酒亭
セブン・イレブン高島福沢店
山形・県南自動車学校
高島ワイナリーショップ
三奥屋
菓子工房 COCO イズミヤ
SHOKO and SHOKO Hair dressing
フロリスタジェルソミナ
C's_eyelash
高橋デンキ店
エンドウ美容室

★の事業所・店舗は共通券のみ使用できます。

高島町プレミアム付商品券販売当日駐車場のご案内

P…駐車場 ⊗…車輛進入禁止



予告 7/12日 8/31日

プレミアム付商品券で
お買い上げのお客様に
どんどん貯めよう!
ハッピーセール 10倍 セール開催!!

高島商業協同組合加盟店

医療給付に関するお知らせ

▶申請・問合せ先／

町町民課医療給付係 ☎(52)1327

1. 「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」をお送りします

8月から標題の保険証が新しくなります。新しい保険証は7月中旬に郵送いたしますので、8月1日からお使いください。

同世帯でも、配達日が異なる場合があります。

70～74歳の国民健康保険被保険者の方へ

保険証と高齢受給者証が一体となった
「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

新しい保険証が届いたら

保険証の内容を確認



- 加入者全員分の保険証が届いていますか？
- 内容に誤りはないですか？

こんな時は必ず届出を



- 住所・氏名が変わった
- 職場の社会保険に加入した
- 家族の社会保険の扶養になった など

町町民課(役場1階)で手続きをお願いします。

持ち物：①郵送された新しい保険証

- ②加入している健康保険証(全員分)
- ③印鑑(スタンプ印以外)
- ④年金手帳
- ⑤マイナンバーカードまたは通知カード
(世帯主と対象者全員分)
- ⑥窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)
- ⑦医療証(該当する方)

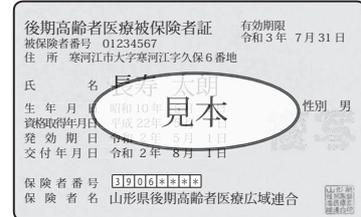
国民健康保険被保険者証(69歳まで)



国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証(70歳～74歳)



後期高齢者医療被保険者証



※新しい「国民健康保険被保険者証」は緑色、
「後期高齢者医療被保険者証」は青色です。

保険証の有効期限について

今回お送りする保険証の有効期限は、下記の方を除き「令和3年7月31日」です。

★令和3年7月31日までに70歳の誕生日を迎える方

有効期限は、70歳の誕生月の末日です。70歳の誕生月の翌月からは「被保険者証兼高齢受給者証」をお使いいただくことになります。有効期限が近づいたら、新しい保険証の交付に関するご案内をお送りいたします。

★令和3年7月31日までに75歳の誕生日を迎える方

有効期限は、75歳の誕生日の前日です。75歳の誕生日からは「後期高齢者医療被保険者証」をお使いいただくことになります。有効期限が近づいたら、新しい保険証をお送りいたします。

臓器提供の意思表示について

台紙裏面の意思表示欄保護シールは、保険証の裏面にある「臓器提供に関する意思表示欄」に使用するものです。意思表示欄は臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう設けています。もしもの時に備え、臓器提供について私たち一人ひとりが考え大切な家族とよく話し合い、意思表示をしておくことが大切です。

ご注意ください

健康保険の切り換え中で、新しい保険証が手元に届いていないときに医療機関を受診する場合は、保険証が変更となる旨を説明し、医療機関の指示に従って支払いをしてください。国民健康保険の資格がないのに使用した場合は、医療費(7～9割)を町に返還いただくことがあります。

2. 70歳以上の方の医療費の自己負担割合について

国民健康保険および後期高齢者医療に加入している70歳以上の方の自己負担割合は、下記のとおりです。

対 象 者	高島町国民健康保険に加入している 70歳以上75歳未満の方	後期高齢者医療制度に加入している 75歳以上の方 (65歳～74歳で一定の障がいがある方)
自己負担割合	2割(現役並み所得者は3割)	1割(現役並み所得者は3割)

3. 医療費の自己負担額の限度額について

医療保険には、医療機関へ支払う1か月あたりの限度額が設けてあります。

医療機関の窓口へ「国民健康保険限度額適用認定証」等を提示することにより、一医療機関へ支払う医療費(自己負担額)が限度額までとなります。※食事代、文書料等保険適用外のものは、自費扱いとなります。

◎必要な方は、あらかじめ認定証の交付申請をしてください。

◎現在、国民健康保険および後期高齢者医療の認定証をお持ちの方は、有効期限が令和2年7月31日です。

国民健康保険加入者



8月以降も必要な場合は、再度交付申請手続きを行ってください。
(更新手続きは8月から可能です。7月中は手続きできませんので
ご了承ください。)

後期高齢者医療制度加入者



8月以降ご利用いただける認定証を、保険証と一緒に郵送いたします。
更新手続きは不要です。

◎年齢や所得に応じて認定証が交付されない場合もあります。

【手続きに必要なもの】

- ◎本人の健康保険証
- ◎印鑑(スタンプ印以外)
- ◎マイナンバー通知カード等(世帯主と対象者全員分)
- ◎窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書を送付します

国民健康保険税納税通知書、介護保険料納入通知書、後期高齢者医療保険料納入通知書を、それぞれ該当される方に7月15日(水)に郵送します。内容をご確認の上、納期限までお納めください。

なお、それぞれの保険税(料)の詳細は、決定通知とともに郵送するリーフレットに記載していますのでご確認ください。また、町ホームページには近日中に掲載予定です。

☎問合せ先

- 各保険税(料)に関すること
町税務課住民税係 ☎(52)4477
- 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関すること
町町民課医療給付係 ☎(52)1327
- 介護保険制度に関すること
町町民課介護保険係 ☎(52)1288

国民健康保険税の主な変更点

- ・国民健康保険税は、医療分・支援金分・介護分で構成されています。令和2年度から、医療分の課税限度額が**63万円**に、介護分の課税限度額が**17万円**に引き上げられます。
- ・国民健康保険税の納税義務者およびその世帯に属する被保険者の所得の合計額が一定以下の場合、均等割(全員に納めていただく定額部分)と平等割(1世帯ごとに課せられる金額)の税額が減額になります。
- ・令和2年度から5割軽減と2割軽減の対象所得額が拡大されます。

所得額	減額割合
33万円以下	7割
33万円+(28万5千円×加入者数)以下	5割
33万円+(52万円×加入者数)以下	2割

介護保険料の主な変更点

- ・全10段階中、第1段階から第3段階に該当する方の保険料が減額になります。

区分	対象者	保険料率	公費負担	年間保険料額
本人含め 住民税非 課税世帯	第1段階 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円以下	基準額×0.5	0.20	21,240円
	第2段階 前年の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円超120万円以下	基準額×0.75	0.25	35,400円
	第3段階 前年の合計所得金額+課税年金収入額 が120万円超	基準額×0.75	0.05	49,560円

後期高齢者医療保険料の主な変更点

- ・保険料率は、医療費などの推計により2年ごとに見直しされます。令和2・3年度は次の通りです。

<保険料率>

所得割率 8.01% ⇒ **8.68%** 均等割額 41,100円 ⇒ **43,100円** 賦課限度額 62万円 ⇒ **64万円**

<軽減特例>

均等割軽減割合 8割軽減 ⇒ **7割軽減** 8.5割軽減 ⇒ **7.75割軽減**

福祉医療給付事業のお知らせ

▶問合せ先／町町民課医療給付係
☎(52)1327

子どもやひとり親の方、障がいを持った方が安心して医療を受けることができるよう、医療費の助成をする制度です。県と町では3つの事業を行っています。各制度の対象者が医療機関で支払う自己負担金を、県と町が助成して医療費の軽減を図っています。

●各制度に共通すること

- ①保険適用分の医療費が対象です。
- ②入院時の食事代は全額自己負担です。※町民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関に提示すると食事代が減額されます。入院前に、加入している健康保険に申請してください。
- ③各制度に該当する方は、町民課に申請してください。(すでに申請した方は不要です。)
- ④申請をしたあとに、健康保険に変更があった場合は町民課まで届出をしてください。

◎ひとり親家庭等医療給付制度

●対象者

- ・配偶者のいない方で、就労等により一定の収入を得て、18歳以下の児童を扶養している方(ただし、前年の所得に所得税が課税されている場合および誰かに扶養されている場合は対象外)
- ・上記の方に扶養されている18歳以下の児童
- ・父母のいない18歳以下の児童(ただし、扶養者の前年の所得に所得税が課税されている場合は対象外)

●助成内容

健康保険で給付対象となる医療費の自己負担分について無料で受診できます。

※入院時の食事代および自費請求分等は自己負担です。

●申請に必要なもの

- ・親と子の健康保険証
 - ・印鑑(スタンプ印以外)
- ※転入された方等は、申請者本人の所得と控除額がすべてわかる書類が必要な場合もあります。

◎重度心身障がい(児)者医療給付制度

●対象者

町民税所得割235,000円以下で、次に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、または2級所持者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給者
- ・精神障がい者で、恩給法の特別項症および第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給者
- ・特別児童扶養手当1級該当者、重度の障がいがある20歳以上の方

●助成内容

- ・本人または扶養者の前年の所得に所得税が課税されていない場合

⇒医療費の自己負担はありません。

- ・本人または扶養者の前年の所得に所得税が課税されている場合

⇒医療費の1割をお支払いいただきます。

ただし、ひとつの医療機関につき、自己負担上限あり。

外来 : 月あたり 14,000円

入院 : 月あたり 57,600円

●申請に必要なもの

- ・健康保険証
 - ・印鑑(スタンプ印以外)
 - ・障がいのわかる書類(手帳、証書等)
- ※転入された方等は、本人または扶養者の所得と控除額がすべてわかる書類が必要な場合もあります。

◎子育て支援医療給付制度

●対象者

0歳から18歳までの方(18歳到達後の3月末まで対象となります。)

●助成内容

①県内受診の場合

医療証と保険証を一緒に医療機関の窓口で提示することで、保険適用分が無料となります。

②県外受診の場合

県外の医療機関では医療証が使えないため、いったん自己負担分をお支払いください。後日、町民課で医療費支給申請の手続きをしていただくと払い戻しができます。

領収書を月単位でまとめ、受診月の翌月から2年以内に申請してください。

※医療費支給申請に必要なもの

- ・保険証・医療証
- ・印鑑(スタンプ印以外)
- ・領収書(受診者の氏名、保険点数、領収印があるもの)
- ・振込先がわかるもの

●有効期限

- (1) 0歳から2歳(3歳になる誕生月の末)
 - (2) 3歳から小学3年生(毎年誕生月の末)
 - (3) 小学4年生から小学6年生(小学6年生の3月末)
 - (4) 中学1年生から中学3年生(中学3年生の3月末)
 - (5) 16歳から18歳(18歳到達後の3月末)
- *すでに申請されている方については、期限が切れる前に新しいものを郵送いたします。

国民年金保険料は

納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、文書、訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、※納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除される制度や猶予される制度がありますので、町町民課へご相談ください。※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町町民課住民年金係で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付は令和2年7月1日から開始されます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、年金事務所へご相談ください。

年金事務所に年金相談・お手続きをされる際は…

予約相談 をご利用ください！

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

〈予約受付時間帯〉

月曜～金曜（平日） 8時30分～17時15分

○前日までにご予約ください。希望日の1か月前から予約可能です。

○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

○お近くの年金事務所でも受付しています。

ご家庭の不用な 小型家電を回収します

高島町環境衛生組合連合会で、パソコンや携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等を**無料回収**します。

ごみの減量と資源確保のため、「小型家電」の分別回収にご協力ください。

回収方法

箱・袋から取り出して、ご持参ください。
(どの会場にお越しただいても結構です。)

期日	時間	場所
7月18日(土)	7時～8時	和田地区公民館前
	7時～8時	亀岡地区公民館前
	8時～10時	糠野目生涯学習館前
7月25日(土)	7時～8時	二井宿地区公民館前
	7時～8時	屋代地区公民館前
	8時～10時	役場東玄関前

集める小型家電

パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機等。

小型家電対象品リスト(4月1日現在)

小型家電対象品リスト(4月1日現在)				
通信 機械器具	ファクシミリ(インク・インクフィルム・リボン・感熱紙は外す)	チューナー・アンプ(ギター・ベースアンプは対象外)	液晶モニター(再利用品の為取り扱い注意)	
	電話機(ダイヤル式除く)	ヘッドホン・イヤホン		
	携帯電話・スマートフォン	通信カラオケ		
	公衆用PHS端末	デジタルカメラ		
電子 機械器具	ビデオテープレコーダー(テープは外す)	CDラジカセ(スピーカー一体型コンポ)(ディスク・電池は外す)	パソコン類	
	ラジオ(電池は外す)	電子書籍		
	DVDプレーヤー/HDDレコーダー(ディスクは外す)	電子辞書		
	BDプレーヤー/HDDレコーダー(ディスクは外す)	レーザーディスクカラオケ装置(カセット式、木枠の物は対象外)		
	ビデオカメラ(テープおよびディスクは外す)	カーナビゲーションシステム	ゲーム機	
	プロジェクター	カーカラーテレビ		
	BS/CSアンテナ	カーDVD		
	CSデジタルチューナー	カーステレオ		
	電子 機械器具	地上デジタルチューナー	カーCD	その他付属品
		ケーブルテレビSTB	カーMD	
		デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリー)	カーアンプ	
		デジタルオーディオプレーヤー(HDD)	カーチューナー	
		テープレコーダー(テープ・電池は外す)	カーラジオ	
		MDプレーヤー	VICSユニット	
		CDプレーヤー(ディスクは外す)	ETC車載ユニット	
		ICレコーダー		

◎対象外

マウス、キーボード、テンキー、エアコン、テレビ冷蔵庫、洗濯機、コピー機、スキャナー、スピーカー単体(オーディオ機器のセパレートスピーカー等)、木枠のオーディオ機器等

液晶モニター・インクジェットプリンターは再利用品(リユース品)として扱います。液晶漏れ・割れ等製品の変形等の物やケーブルの切断されたものは取り扱い不可となりますのでご注意ください。

無許可回収業者にご注意を！！

高島町の廃棄物収集運搬の許可をもたずに小型家電品を集めている業者がいますが、法律違反です。集めた業者が罰せられるだけでなく、出した人も罰せられる場合がありますので、ご注意ください。また、無料と言いながら高額な費用を請求される場合もあります。町の許可がある業者か確認したうえで処分しましょう。

■町内の許可業者

- 高万商店 ☎(52)4354
- 高島厚生社 ☎(52)4109
- 高島清掃 ☎(52)0235

▶主催 高島町環境衛生組合連合会 ◎問合せ先/町生活環境課 ☎(52)1596

お知らせ

民生委員・児童委員が一部変更になりました

岡町福祉こども課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

糠野目地区の民生委員・児童委員が一部変更になりました。住民のみなさんの身近な相談役として、6月から活動しています。心配ごとや、困りごとなどご相談ください。



伊藤 良則
☎(57) 3 7 6 0
担当:元山崎・駅東

お願い

～犯罪や非行を防止し、立ち回りを支える地域のチカラ～ “社会を明るくする運動”

岡町生活環境課 ☎(52) 1 5 7 7

7月は、“社会を明るくする運動”強調月間です。すべての国民が犯罪や非行防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省が主唱する全国的な運動です。

町でも推進委員会を組織し、関係機関・団体が連携し、より地域に根ざした活動を展開して参ります。

町のみなさんからの一戸100円の「愛の募金」につきましては、青少年の健全育成活動や地区公民館主催事業への助成、更生保護団体の活動支援、町内小中高校への図書カード贈呈を通してこの運動に取り組んでいます。今年もご理解とご協力をお願いします。



お知らせ

夏の安全県民運動

期間 / 7月22日(木)～8月21日(金)

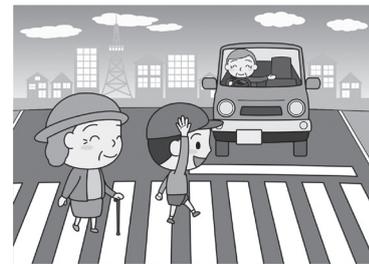
岡町生活環境課生活安全係 ☎(52) 4 4 7 1

夏は暑さによる気のゆるみや疲労などから交通事故や水の事故等が多くなります。また、青少年の非行や身近な犯罪等も多くなる傾向にあります。

これらの事故を防止するとともに、青少年の健全な育成を図るため、「安全で明るいやまがた」を創りましょう。

【運動の重点】

- ◎青少年の健全育成といじめ・非行防止および犯罪被害防止
- ◎子どもと高齢者の交通事故防止・飲酒運転の撲滅
- ◎海・山・川での事故防止
- ◎身近な犯罪等の防止



令和2年1月から5月末までの交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	22(-2)	0(±0)	27(-8)

※増減は前年同時期との比較です

お知らせ

『緑の募金』協力の御礼

岡町農林振興課農村林務係 ☎(52) 1 1 1 3

緑の募金運動については、今年も大きな成果をあげることができました。ご協力いただきましたみなさんには深く感謝申し上げます。

ご協力いただいた募金は、公益財団法人山形県みどり推進機構に送られ、東日本大震災で被災した地域の森林整備や緑化を支援するとともに、県内各地での緑のプレゼントの実施、学校や公共施設の緑化など、緑に関する様々な活動に役立てられます。

緑の募金合計 653,246円